日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

貿易関係証明発給システム
利用マニュアル
【申請者用】

システムの申請方法について
●原産地証明（日本産・外国産）●

2022年4月改正
八戸商工会議所

システムVer1.2.1対応版

目次

1．発給申請　原産地証明（日本産）　…P2
2．発給申請　原産地証明（外国産）　…P31
3．クレジットカード決済　…P36
4．証明書印刷　…P46
5．リファレンスシステム　…P50

１．発給申請
原産地証明（日本産）

入力前の確認事項

申請者
ユーザーＩＤ

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

【半角入力欄に入力可能な文字】
・半角英数字および一部の半角記号
（右表＋半角スペース）

半角英字	A B C D E F G H I J K L M N O
	P Q R S T U V W X Y Z
	a b c d e f g h i j k l m n o p
	q r s t u v w x y z
半角数字	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
半角記号	! ″ # $ % & ` ( ) * + , - . / { | } ~
	: ; < = > ? @ [ ] ^ _ `

【半角入力欄に入力不可な文字の例】
・全角文字、全角記号
・丸囲み数字（①など）、機種依存文字（¥など）、ローマ数字（Ⅱなど）、ギリシャ文字（φなど）

【入力欄毎の注意事項】
・商品欄
数量単位：㎥等の単位は入力できません。㎥→m3のように半角英数字で入力してください。
価格単位：¥や€（ユーロ）等の単位は入力できません。
¥→JPY、€→EURのように半角英字で入力してください。

・荷印・荷物番号欄
色や図は入力できません。漢字（中国語）は入力できません。
※また、入力文字数の最大値は2,000となります。2,000を超える場合、記載を省略するなどして2,000字以内に収めていただく必要があります。

入力前の確認事項

申請者
ユーザーＩＤ

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

発給申請の全体の流れ

①証明依頼書を画面入力

②典拠インボイス 画面入力

【重要】書面による窓口申請とは典拠インボイスの提出方法が異なります

・オンライン申請では、「典拠インボイス情報の入力」をもって「署名届により届け出た署名のある商業インボイスの添付」に代えさせていただきます。

・貴社のインボイス項目と典拠インボイスの入力項目が全て合致しているとは限りませんので、典拠インボイスの入力欄に対応する項目を貴社のインボイスから抜粋して入力してください。

③「典拠インボイスの内容を原産地証明書に転記」ボタンをクリック

・典拠インボイスの入力内容が原産地証明書に反映されます。
※入力内容を修正する場合は、典拠インボイスの入力内容を変更した後に、[原産地証明へ転記]ボタンを押し、修正を行ってください（原産地証明書欄を修正しても典拠インボイスへ修正は反映されません。両者の内容が合致しないことで審査の際、エラーとなり、差し戻しとなりますので、ご注意ください）

１．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

原産地証明書（日本産）のオンライン申請の手続きを説明します。

※インボイス証明、サイン証明については、個別にマニュアルをご用意しております。

※原産地証明書（外国産）については、原産地証明書（日本産）に準拠した作りになっているため、相違点について２．原産地証明書（外国産）でご確認ください。

ユーザーＩＤでログイン後、
メインメニューの「発給申請」を選択

１．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（１）発給申請の開始

・メインメニューの発給申請を選択すると、「発給申請状況一覧」画面が表示されます。
・「新規発給申請する」から「原産地証明書（日本産）」を選択します。

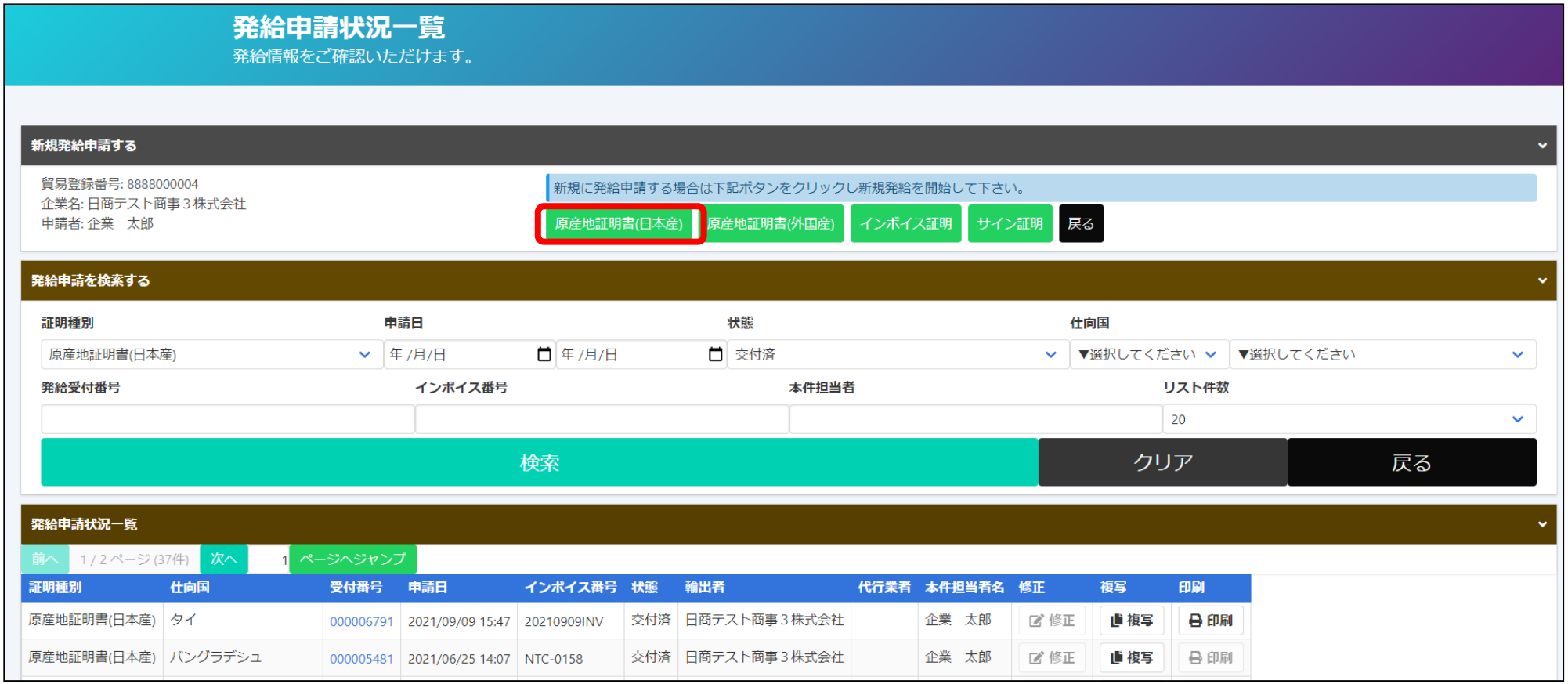

1．発給申請

申請者
ユーザーID

（1）発給申請の開始

・誓約事項をご確認いただき、「発給申請」をクリックします。

【重要】発給申請にあたっての確認のお願い

貿易登録の新規登録時や更新時、『商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程』に基づき、貴社の社印・代表者印を押印した「貿易関係証明に関する誓約書」を提出いただいておりますが、個別の発給申請にあたり、改めて誓約事項の確認をお願いします。

【「貿易関係証明に関する誓約書」における誓約事項】

1.当社／私は、1923年11月3日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約（昭和27年条約第 17号）ならびに商工会議所法（昭和28年法律第143号）第9条第5号および第6号に基づいて、貴所が発給する原産地証明書その他の貿易関係証明（以下「貿易関係証明」という。）に関し、「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」（以下「認証規程」という。）に則り提出する申請書類（典拠書類を含む）の記載内容が全て真実かつ正確であることを保証します。

2.貿易関係証明の申請に当たっては、権限を有する者の貿易関係証明申請者署名届および貿易関係証明申請者業態内容届からなる貿易関係証明申請者登録台帳（以下「登録台帳」という。）ならびに必要な典拠書類を提出し、申請者としての登録を行います。

3.当社／私は、貴所から発給を受けた貿易関係証明をその本来の目的以外に使用しないことを誓約します。もし万一、貿易関係証明の内容またはその使用に関連して疑義紛争等が生じるおそれがある場合、もしくはそれらが生じた場合においては、下記の諸条件によってその処理にあたり、その一切の責任を負うとともに、貴所に迷惑をかけないことを誓約します。
(1)通知の義務
貿易関係証明に関連して、なんらかの事故の発生のおそれがある場合、もしくはそれが発生した場合においては、その処理について速やかに貴所に通知します。
(2)弁償の義務
貿易関係証明の使用に関連して、貴所になんらかの経済的損失を引き起こした場合、または第三者より訴訟等の法的手段に訴えられた場合、もしくはその他の方法で請求を受けたような場合においては、貴所が被った一切の損害および費用等について速やかに弁償します。
(3)誓約事項に違背した場合
上記誓約事項について違背の事実が判明した場合、もしくは違背の事実ありとみなされる疑義が生じた場合には、認証規程に基づき貴所が採られる申請者としての登録の抹消または貿易関係証明の一時発給停止等の措置に予め同意し、後日異議を申立てません。

誓約事項に違反して「商工会議所貿易関係証明罰則規程」が適用される場合、証明発給停止・登録抹消等の罰則を、全国すべての商工会議所において受けることになります。
また、「貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約」に違反した場合、登録先商工会議所におけるオンライン発給サービスの提供が停止されるとともに、上記罰則の適用の対象となります。

発給申請

戻る

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（２）発給申請（①証明依頼書）

・記載産品の主な品目、仕向国を選択します。仕向国の一覧に該当する国がない場合、地域別のその他（例：アジアの場合は「アジア　その他（アジア）」）を選択します（証明書には反映されません。）
・発給手数料は会員区分（会員／非会員）毎に金額が設定されておりますので、会員区分と金額をお確かめください。
・決済方法は、申請先の商工会議所により表示される選択肢が異なる場合があります。
・発給申請者、輸出者の欄には貿易登録の内容が表示されます。

証明依頼書

記載商品の主な品目	電気機器			
仕向国	アジア　タイ			
発給申請者	企業名	日商テスト商事株式会社		
	氏　名	日商　太郎		
輸出者	企業名	日商テスト商事株式会社		
	氏　名	日商　太郎		
証明手数料	手数料額【会　員】	1100 円（システムの利用料金・消費税込み）	決済方法	◉クレジットカード

・記載産品の主な品目は、以下から選択します。
一般機械
電気機器
輸送用機器
精密機器
金属・金属製品
化学製品
紡績・繊維製品
食料品
雑貨
その他

※複数の商品を証明書に記載する場合も主な品目１つを選択してください。

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（２）発給申請（②典拠インボイス（共通部分））

【重要】書面による窓口申請とは典拠インボイスの提出方法が異なります
・オンライン申請では、「典拠インボイス情報の入力」を持って「署名届により届け出た署名のある商業インボイスの添付」に代えさせていただきます。
・貴社のインボイスの全ての記載内容を入力項目（入力欄）画面が網羅しているとは限りませんので、インボイスから必要事項のみ抜粋して入力してください。

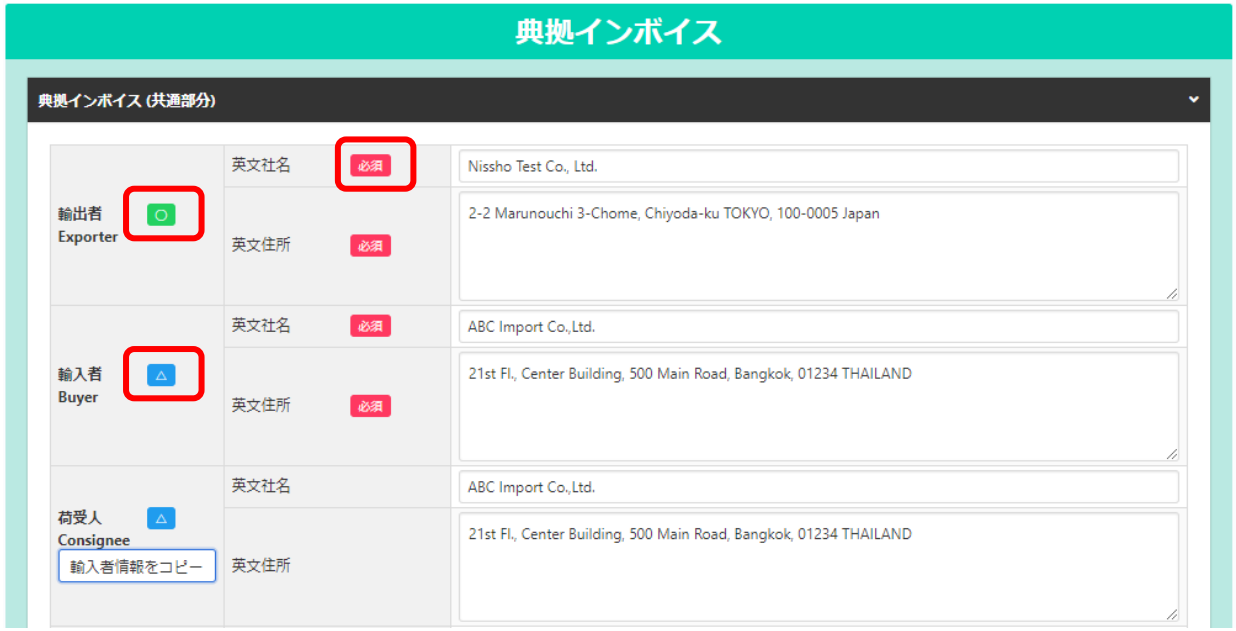

【画面内の印の見方】
・○ 印の付いた項目は、原産地証明書に転記される内容です。
※典拠インボイスの入力完了後､原産地証明書に入力内容を転記する機能があります

・△ 印の付いた項目は、後に選択する条件により原産地証明に転記される内容です。

・必須 印の付いた項目は、入力必須です。
最低限、必須項目を入力すれば申請は可能です。

【改行はできません】
・各入力欄では改行はできませんので、ご注意ください。

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（２）発給申請（②典拠インボイス（共通部分））

【輸出者】
・輸出者の英文社名、英文住所を入力します。
初期値は貿易登録の現住所が入力されます。

【輸入者】
・当該貿易取引の取引先(買主)を入力します。
・インボイスによりImporterやMessers、Notify partyなどBuyer以外の名称で記載されている場合も本欄に入力します。

【荷受人】
・「海外の荷受人」の会社名または個人名、住所、国名まで全て入力します。
・インボイス上に荷受人の記載がない場合は空欄としてください。
※仕向け国内の「End User」（転売先等）の会社名、住所を記載しなければならない場合は、Remarks欄に入力します。

【インボイス】
・インボイス番号が無い場合は「NIL」と入力してください。
・インボイス日付は、西暦、月、日を数字8桁で入力します。未来の日付にすることはできません。
（例）2020年8月1日→20200801

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（２）発給申請（②典拠インボイス（共通部分））

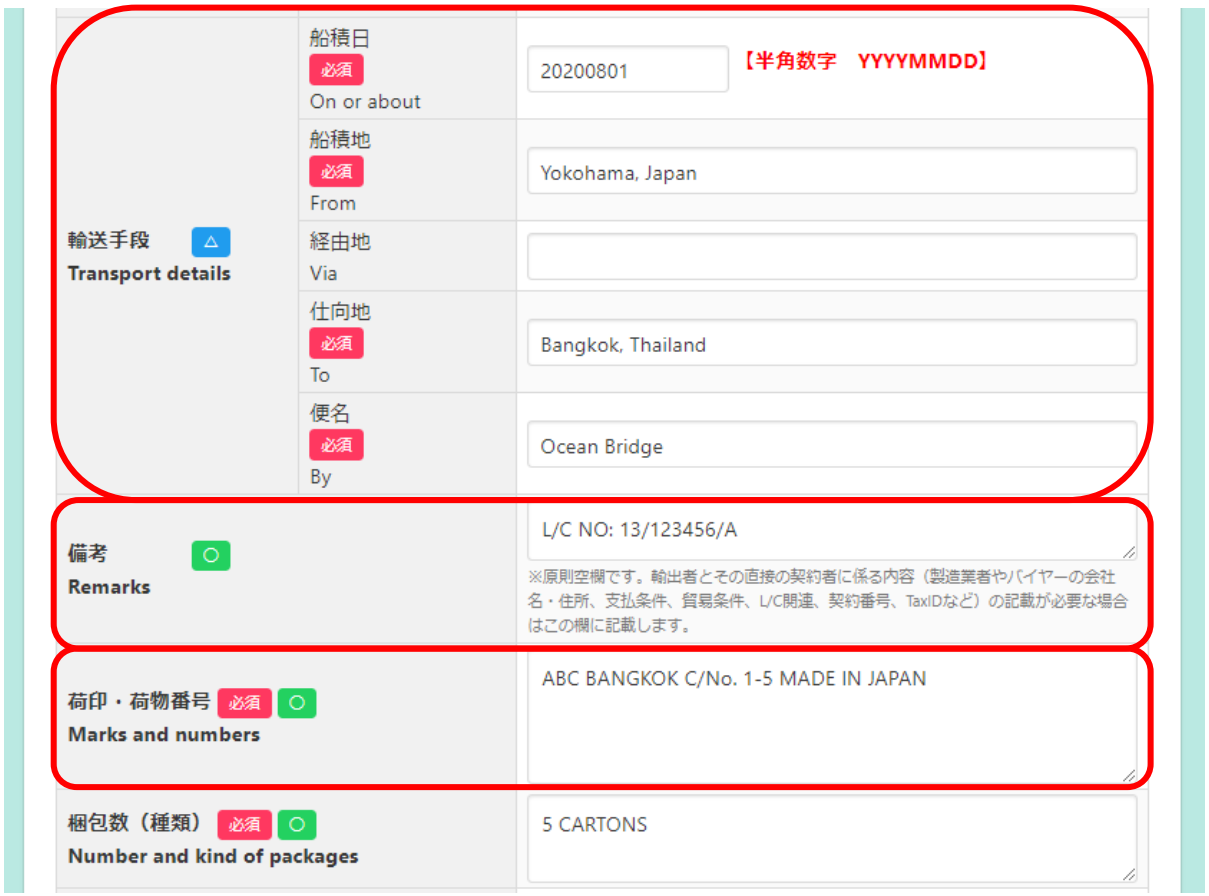

【輸送手段】
- 船積日は、西暦、月、日を続けて数字8桁で入力します。
  （例）2020年8月1日→20200801
  ※船積日から６ヵ月以上が経過している場合、オンライン申請を行うことはできません。
- 船積地、仕向地は国名の記載が必須です。

【備考】
- 原産地証明書の「6.Remarks欄」に記載が必要な場合同じ内容を入力します。原則空欄とし、必要最低限に留めてください。また、<u>商業インボイスにも同様の記載が必要</u>となりますのでご注意ください。
- 輸出者の必要に応じてその直接の輸入契約者に係る内容のみ、記載することができます。
- 以下は記載できません。
  ＊他欄の指定事項や、輸出者が責任を負わない事項（輸入者とその転売先との契約に関する事項等）
  ＊宣誓文（We certify～）は本欄ではなく「その他」欄に記載
  ＊製造年の記載は原則不可

【荷印・荷物番号】
- **<u>改行は不可です</u>**。
- 図や記号は入力できません。「Print in Red」や「India」等の英字で表現して入力することは可能です。
- 荷印が無い場合は「Unmarkd」や「No Mark」、「NIL」等を記載してください。

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（２）発給申請（②典拠インボイス（共通部分））

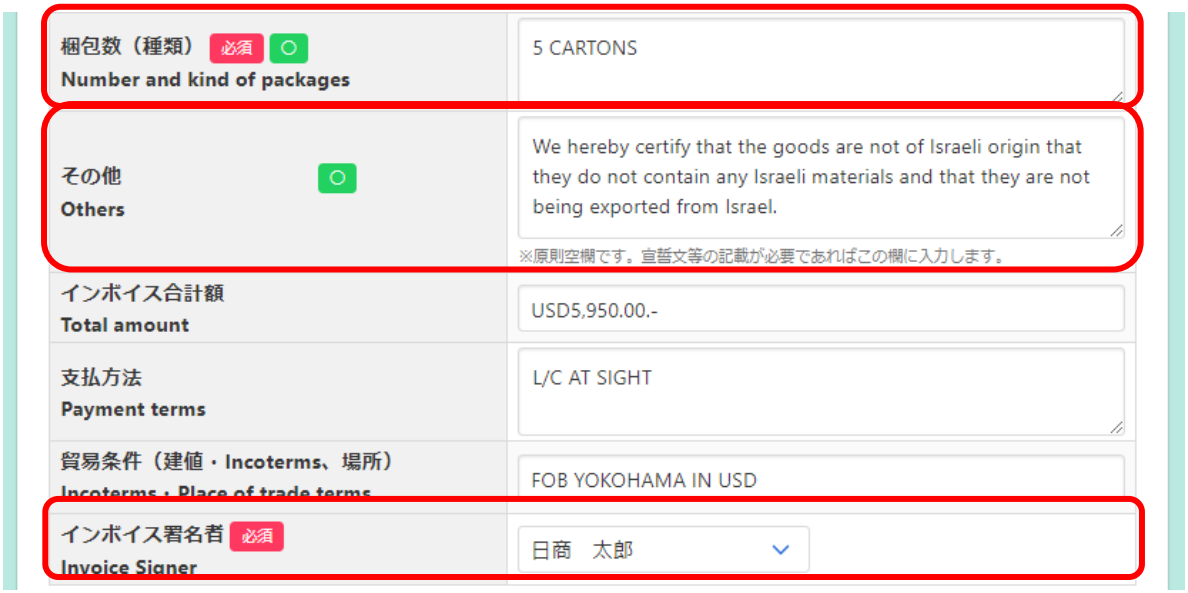

梱包数（種類） 必須 ○ Number and kind of packages	5 CARTONS
その他 ○ Others	We hereby certify that the goods are not of Israeli origin that they do not contain any Israeli materials and that they are not being exported from Israel. ※原則空欄です。宣誓文等の記載が必要であればこの欄に入力します。
インボイス合計額 Total amount	USD5,950.00.-
支払方法 Payment terms	L/C AT SIGHT
貿易条件（建値・Incoterms、場所） Incoterms・Place of trade terms	FOB YOKOHAMA IN USD
インボイス署名者 必須 Invoice Signer	日商　太郎

【梱包数（種類）】
・必須入力です。梱包されていない場合は、「Unpacked」や「In Bulk」等と入力します。

【その他】
・証明書の７、８欄（7.Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods、8.Quantity）の下部に記載する内容を入力します。
・インボイスに記載されていない内容は不可です。
・宣誓文（We hereby～）等を入力します。

【インボイス署名者】
・署名者として登録いただいている方のみ選択可となります。

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（２）発給申請（②典拠インボイス（商品））

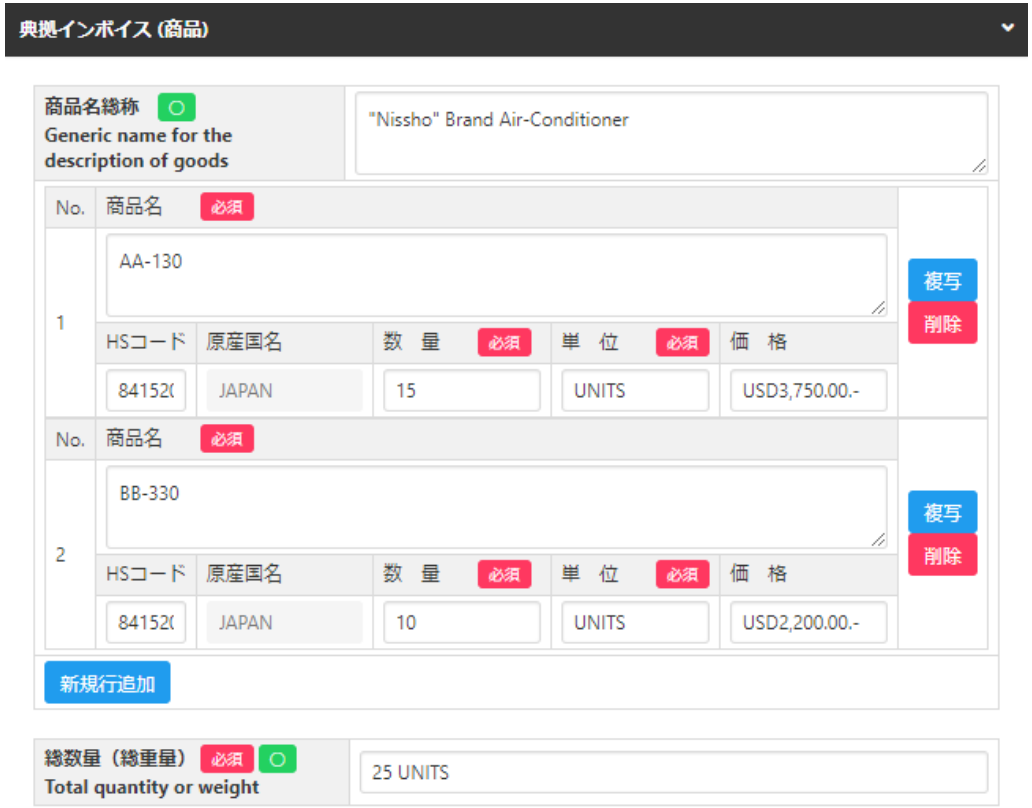

【商品名総称】
・各商品の総称があれば、入力します。
・本欄は任意入力かつ、商品情報について商品名総称本欄の入力だけでは申請できません。数量や単位を確認できないためです。複数商品をまとめて商品名総称として入力したい場合は、商品名の欄に入力するようにしてください。

【商品情報】
・商品情報（商品名、ＨＳコード、数量、単位、価格）を入力します。商品名、数量、単位は必須入力です。
・２以上の商品を入力する場合、「新規行追加」をクリックし、入力欄を追加して入力します。
・価格欄に環境依存文字は入力できません。例えば、「¥」は入力できないため、「YEN」と入力する必要があります。
・「複写」をクリックすると、入力済の商品情報をコピーして新規行を追加します。
・「削除」をクリックすると、入力済の商品情報が削除されます。

【総数量（総重量）】
・重量を記載する場合、必ずNET WEIGHT（純重量）かGROSS WEIGHT（総重量）かを明記してください。

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（２）発給申請（②典拠インボイス→③原産地証明書への転記）

【典拠インボイスの入力内容の転記】

・「インボイスの内容を原産地証明書に転記」ボタンをクリックして、典拠インボイスの入力内容を原産地証明書の入力欄に転記します。ただし、Consignee欄とTransport details欄は、選択条件（下表）により入力内容が転記されない場合があります。

※典拠インボイスの入力内容に不備がある場合、転記ボタンを押せません。

・転記後、必要に応じて入力内容を修正することが可能ですが、修正の際は、①典拠インボイスの内容を修正②「原産地証明書に転記ボタン」を押して修正してください。(原産地証明書欄のみの修正はしないでください)

・なお、転記した内容（インボイスの記載事項）が全て証明書に記載できるとは限りません。例えば、商品名は一般的かつ具体的な商品名が記載されていなければ追記が必要になります。また、原産国の証明と関係のない内容が記載されていると認証できないので削除が必要になります。

項目	選択条件	証明書への転記内容
Consignee欄	インボイスどおり	インボイスの内容を転記
	To order	To orderと入力
Transport details欄	インボイスどおり	インボイスの内容を転記
	省略形（船便）	From、Toはインボイスの内容を転記 ByはSeaと入力
	省略形（航空便）	From、Toはインボイスの内容を転記 ByはAirと入力

申請者
ユーザーＩＤ

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

（２）発給申請（③原産地証明書（共通部分））

原産地証明書

原産地証明書 (共通部分)

1.輸出者 Exporter ①	英文社名 必須	Nissho Test Co., Ltd.
	英文住所 必須	2-2 Marunouchi 3-Chome, Chiyoda-ku TOKYO, 100-0005 Japan
2.荷受人 Consignee ②	英文社名 必須	ABC Import Co.,Ltd.
	英文住所 必須	21st Fl., Center Building, 500 Main Road, Bangkok, 01234 THAILAND
3.インボイス No. and date of Invoice ③	インボイス番号 必須 Invoice no.	NTC-0158
	インボイス日付 必須 Invoice date	20200801 【半角数字　YYYYMMDD】
4.原産国 Country of Origin ④		JAPAN
5.輸送手段 Transport details ⑤	船積日 On or about	20200801 【半角数字　YYYYMMDD】
	船積地 From	Yokohama, Japan
	経由地 Via	
	仕向地 To	Bangkok, Thailand
	便名／便区分 By	Ocean Bridge
6.備考 Remarks ⑥		L/C NO: 13/123456/A ※原則空欄です。輸出者とその直接の契約者に係る内容（製造業者やバイヤーの会社名・住所、支払条件、貿易条件、L/C関連、契約番号、TaxIDなど）の記載が必要な場合はこの欄に記載します。

・原産地証明書の記載事項を入力します。
・１．輸出者欄がOn behalf of～の場合、「船積書類作成等についての委任状」をアップロードまたは原本提出する必要があります。
・2.荷受人欄をTo orderと記載する場合、5.輸送手段欄の船積地、仕向地、便名／便区分は必須入力です。

証明書への
反映イメージ

※日付はMonth、Date、
　Yearで反映されます。
(例)20200801
→「August 1, 2020」

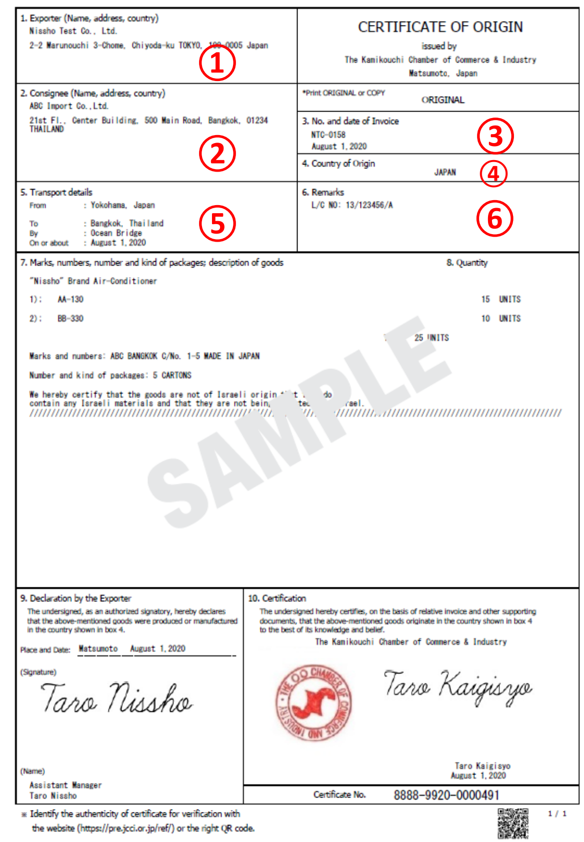

1. Exporter (Name, address, country)
Nissho Test Co., Ltd.
2-2 Marunouchi 3-Chome, Chiyoda-ku TOKYO, 100-0005 Japan ①

CERTIFICATE OF ORIGIN
issued by
The Kamikouchi Chamber of Commerce & Industry
Matsumoto, Japan

2. Consignee (Name, address, country)
ABC Import Co.,Ltd.
21st Fl., Center Building, 500 Main Road, Bangkok, 01234
THAILAND ②

*Print ORIGINAL or COPY　ORIGINAL

3. No. and date of Invoice
NTC-0158
August 1, 2020 ③

4. Country of Origin
JAPAN ④

5. Transport details
From : Yokohama, Japan
To : Bangkok, Thailand
By : Ocean Bridge
On or about : August 1, 2020 ⑤

6. Remarks
L/C NO: 13/123456/A ⑥

7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods	8. Quantity
"Nissho" Brand Air-Conditioner	
1): AA-130	15 UNITS
2): BB-330	10 UNITS
	25 UNITS
Marks and numbers: ABC BANGKOK C/No. 1-5 MADE IN JAPAN	
Number and kind of packages: 5 CARTONS	
We hereby certify that the goods are not of Israeli origin that they do not contain any Israeli materials and that they are not being exported to Israel.	

SAMPLE

9. Declaration by the Exporter
The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4.
Place and Date: Matsumoto August 1, 2020
(Signature) Taro Nissho
(Name)
Assistant Manager
Taro Nissho

10. Certification
The undersigned hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originate in the country shown in box 4 to the best of its knowledge and belief.
The Kamikouchi Chamber of Commerce & Industry
Taro Kaigisyo
Taro Kaigisyo
August 1, 2020

Certificate No. 8888-9920-0000491

※ Identify the authenticity of certificate for verification with the website (https://pre.jcci.or.jp/ref/) or the right QR code.
1 / 1

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（２）発給申請（③原産地証明書（共通部分））

荷印・荷物番号 必須 ① Marks and numbers		ABC BANGKOK C/No. 1-5 MADE IN JAPAN
梱包数（種類） 必須 ② Number and kind of packages		5 CARTONS
その他 ③ Others		We hereby certify that the goods are not of Israeli origin that they do not contain any Israeli materials and that they are not being exported from Israel. ※原則空欄です。宣誓文等の記載が必要であればこの欄に入力します。
9.輸出者宣誓 Declaration by the Exporter	場所 必須 ④ Place	Matsumoto
	署名者氏名 ⑤ Signer Name	Taro Nissho
	役職 ⑥ Signer position	Assistant Manager

証明書への
反映イメージ

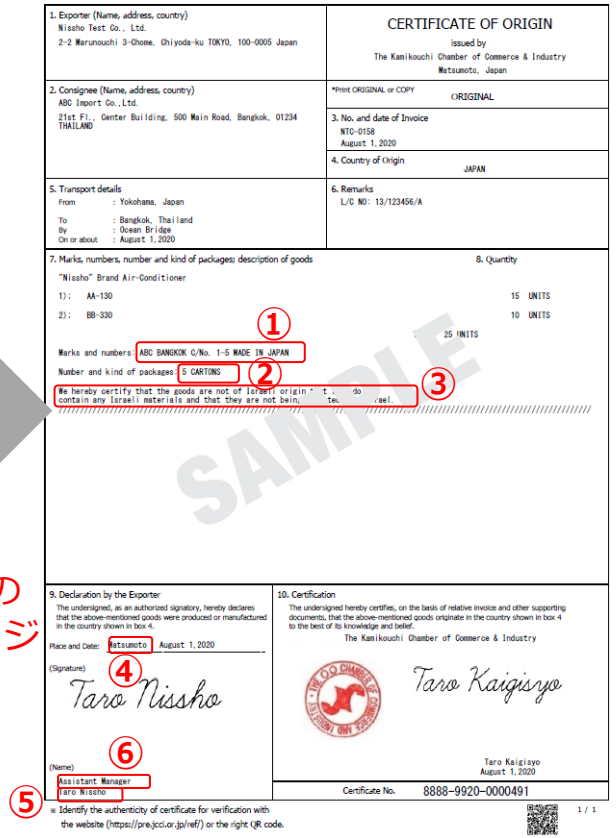
1. Exporter (Name, address, country)
Nissho Test Co., Ltd.
2-2 Marunouchi 3-Chome, Chiyoda-ku TOKYO, 100-0005 Japan

CERTIFICATE OF ORIGIN
issued by
The Kamikouchi Chamber of Commerce & Industry
Matsumoto, Japan

2. Consignee (Name, address, country)
ABC Import Co.,Ltd.
21st Fl., Center Building, 500 Main Road, Bangkok, 01234
THAILAND

*Print ORIGINAL or COPY
ORIGINAL

3. No. and date of Invoice
NTO-0158
August 1,2020

4. Country of Origin
JAPAN

5. Transport details
From : Yokohama, Japan
To : Bangkok, Thailand
By : Ocean Bridge
On or about : August 1,2020

6. Remarks
L/C NO: 13/123456/A

7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods
"Nissho" Brand Air-Conditioner
1): AA-130
2): BB-330

8. Quantity
15 UNITS
10 UNITS
25 UNITS

Marks and numbers: ABC BANGKOK C/No. 1-5 MADE IN JAPAN
Number and kind of packages: 5 CARTONS
We hereby certify that the goods are not of Israeli origin that they do contain any Israeli materials and that they are not being exported from Israel.

SAMPLE

9. Declaration by the Exporter
The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4.
Place and Date: Matsumoto August 1,2020
(Signature)
Taro Nissho
(Name)
Assistant Manager
Taro Nissho

10. Certification
The undersigned hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originate in the country shown in box 4 to the best of its knowledge and belief.
The Kamikouchi Chamber of Commerce & Industry
Taro Kaigisyo
Taro Kaigisyo
August 1,2020
Certificate No. 8888-9920-0000491

※ Identify the authenticity of certificate for verification with the website (https://pre.jcci.or.jp/ref/) or the right QR code.

1 / 1

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（２）発給申請（③原産地証明書（商品））

原産地証明書 (商品)

商品名総称 ① Generic name for the description of goods	"Nissho" Brand Air-Conditioner

No.	商品名 必須 ② Description of goods	原産国名 Country of origin	数 量 必須 ③ Quantity	単 位 必須 ④
1	AA-130	JAPAN	15	UNITS
2	BB-330	JAPAN	10	UNITS

総数量（総重量） 必須 ⑤ Total quantity or weight	25 UNITS

証明書への
反映イメージ

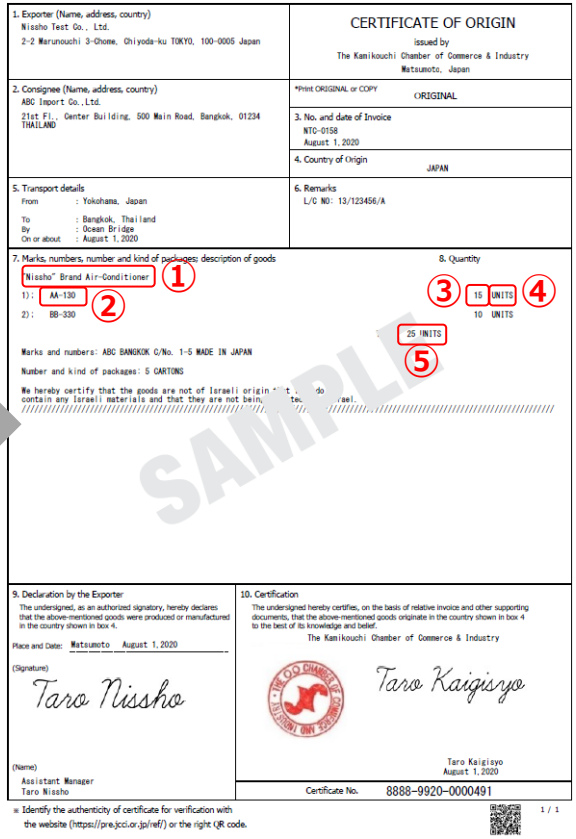

1. Exporter (Name, address, country)
Nissho Test Co., Ltd.
2-2 Marunouchi 3-Chome, Chiyoda-ku TOKYO, 100-0005 Japan

CERTIFICATE OF ORIGIN
issued by
The Kamikouchi Chamber of Commerce & Industry
Matsumoto, Japan

2. Consignee (Name, address, country)
ABC Import Co.,Ltd.
21st Fl., Center Building, 500 Main Road, Bangkok, 01234 THAILAND

*Print ORIGINAL or COPY
ORIGINAL

3. No. and date of Invoice
NTC-0158
August 1, 2020

4. Country of Origin
JAPAN

5. Transport details
From : Yokohama, Japan
To : Bangkok, Thailand
By : Ocean Bridge
On or about : August 1, 2020

6. Remarks
L/C NO: 13/123456/A

7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods
"Nissho" Brand Air-Conditioner ①
1): AA-130 ②
2): BB-330
Marks and numbers: ABC BANGKOK C/No. 1-5 MADE IN JAPAN
Number and kind of packages: 5 CARTONS
We hereby certify that the goods are not of Israeli origin ...

8. Quantity
③ 15 UNITS ④
10 UNITS
25 UNITS ⑤

SAMPLE

9. Declaration by the Exporter
The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4.
Place and Date: Matsumoto August 1, 2020
(Signature) Taro Nissho
(Name) Assistant Manager Taro Nissho

10. Certification
The undersigned hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originate in the country shown in box 4 to the best of its knowledge and belief.
The Kamikouchi Chamber of Commerce & Industry
Taro Kaigisyo
Taro Kaigisyo
August 1, 2020
Certificate No. 8888-9920-0000491

※ Identify the authenticity of certificate for verification with the website (https://pre.jcci.or.jp/ref/) or the right QR code.

1 / 1

・インボイスから転記した商品名を修正することができます。
　ただし、インボイスに記載されていない商品を入力することはできません。
※原則として、数量、単位は修正しないでください（典拠インボイスに根拠のない記載は不可となります）

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（２）発給申請（③原産地証明書（その他の典拠書類/連絡先））

【その他の典拠書類】
・典拠インボイス以外の追加書類が必要な場合、選択します。
※本欄は、申請先の商工会議所により、表示されない場合があります。

【審査完了通知メールの受信希望】
・審査完了通知メールは、審査が完了して状態が「承認」となったタイミングで送付します。
※承認後、手数料支払い手続きとなります。

【本件に関するご担当者】
・E-mail欄に記載するメールアドレスは、申請に不備等があり差し戻しを行った場合の自動メール送信先として使用します。

・入力は以上となります。
・入力内容に不備がある場合、「発給申請」ボタンが表示されず、「発給申請入力チェック」と表示されます。
・保存をクリックすると、入力途中の内容が保存されます。保存状態では、印刷する証明書イメージを確認することができます（詳細は次ページ参照）

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（２）発給申請（途中保存）

・「保存」をクリックすると、入力内容が途中保存されます。発給受付番号が表示されますので、入力を再開する時は、発給申請状況一覧画面から本画面に表示されている発給受付番号をクリックしてください。
・また、証明書のイメージを確認することができます。

証明書イメージ

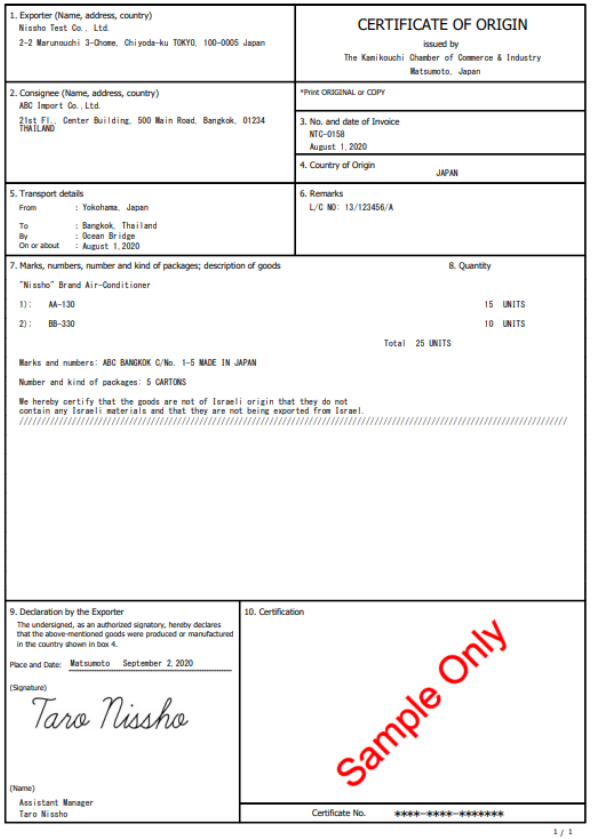

・証明書イメージでは、「10.Certification」欄がサンプル画像に差し代わります。
また、欄外のQRコードも表示されません。

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（２）発給申請（申請完了）

・「発給申請」をクリックすると申請が完了します。
・発給受付番号が表示されますので、申請内容の確認や不備等があって修正を行う場合、
　発給申請状況一覧画面から本画面に表示されている発給受付番号を開いてください。
・「証明書イメージ閲覧（PDF）」をクリックすると、証明書イメージが表示されます（保存時と同様）。

【申請後、証明手数料が発生します】
・申請後は商工会議所が内容を審査します。審査完了後、手数料をお支払いいただき、証明書の印刷が可能となります。
・申請後に証明書が不要になったとしても、審査を行っていますので証明手数料をお支払いいただく必要があります。
　十分にご理解いただいたうえで、発給申請を行ってください。

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（３）申請取消（状態が「発給申請」の時のみ）

・申請後、申請先の商工会議所が当該申請の審査に入る前であれば、申請取消や申請内容の修正を行うことができます。
・受付番号をクリックして画面を一番下までスクロールし、申請取消をクリックすると状態が「発給申請」から「保存」に変わり、申請が取り消されます。「保存」状態になると修正が可能となり、修正後に再度申請を行うことができます。
※申請取消を行ってもデータは削除されません。削除するには、申請取消後に削除ボタンのクリックが必要です。

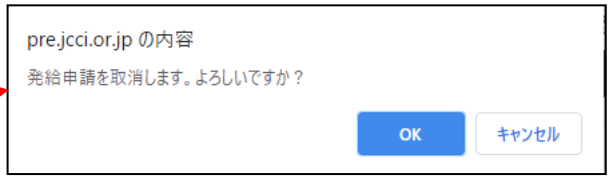

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（３）申請取消（状態が「発給申請」の時のみ）

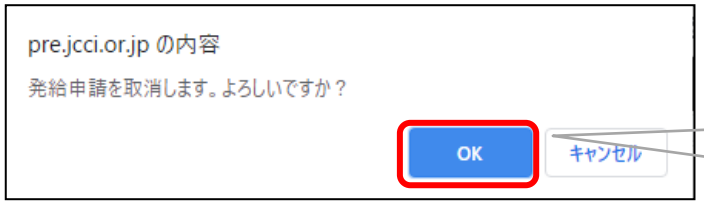

「発給申請を取り消します。よろしいですか？」というメッセージが出ますので「OK」ボタンを押してください。

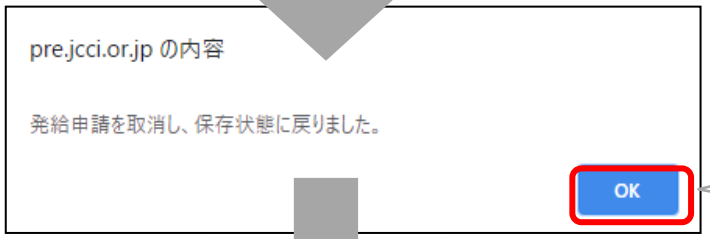

「発給申請を取消し、保存状態に戻りました」というメッセージが出ますので「OK」ボタンを押してください。

・データが「保存」状態になります。「保存」状態のデータは、検索条件の状態を「保存」にして「検索表示」をクリックすることで表示されます。

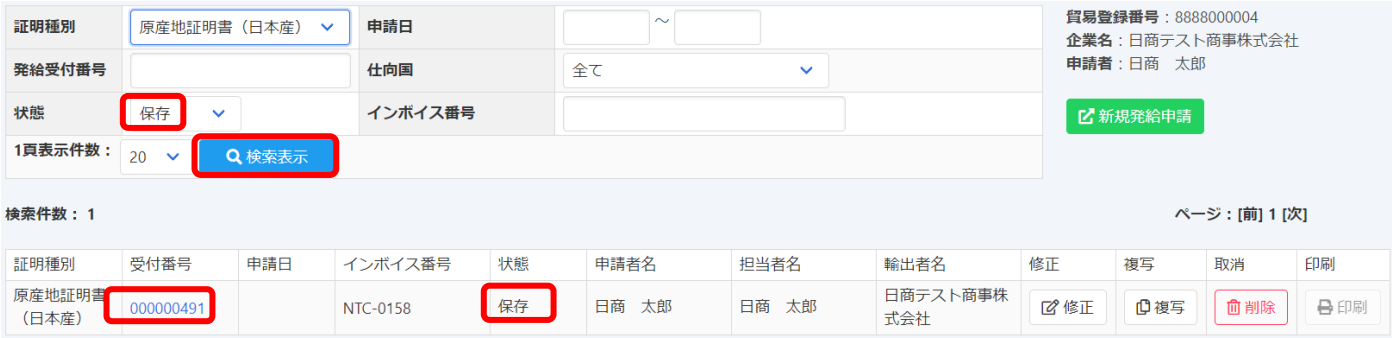

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（３）申請取消（申請取り消し後の操作）

①データ削除

・削除ボタンをクリックすると、データが完全に削除されます。

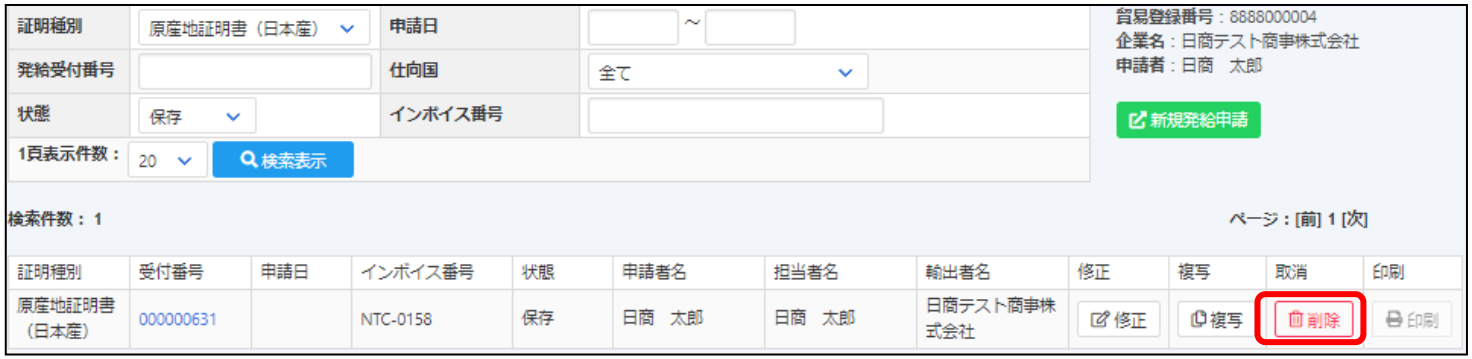

②入力内容の修正（修正して再申請）

・「保存」状態となったデータを申請する場合、修正をクリックします。

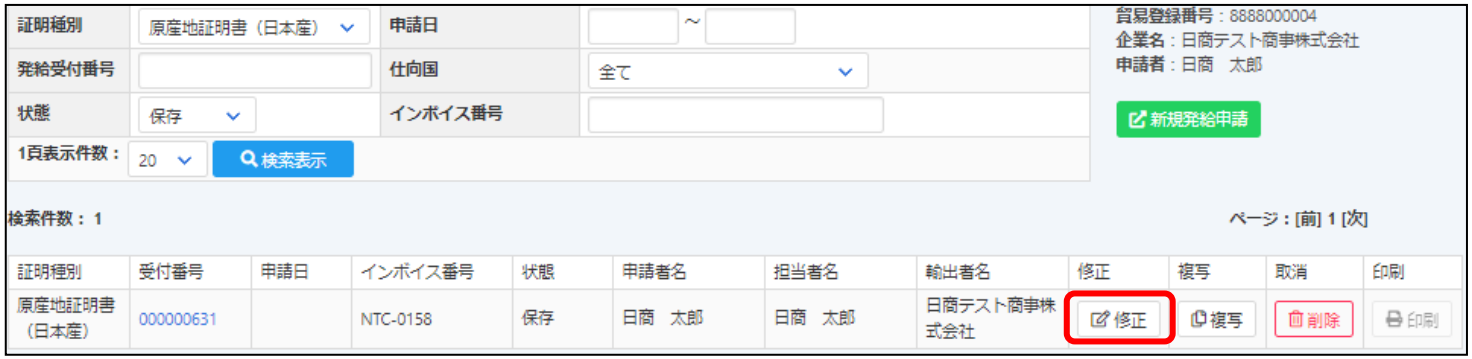

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（４）不備の修正（状態が「保留」の時）

・申請内容に不備があり承認できない場合、状態が「発給申請」から「保留」に変わります。
　※状態が「保留」になると、本件に関するご担当者欄に入力いただいたメールアドレス宛に通知されます。
※「保留」状態では審査は進みません。申請内容を修正し、再度申請を行う必要があります。

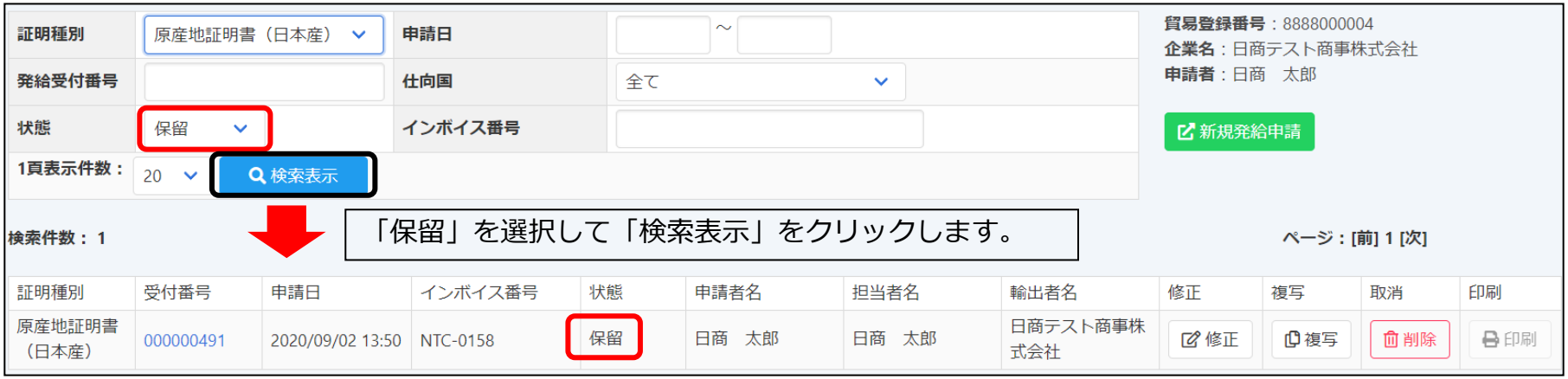

※発給申請状況一覧を開いた時、状態が「発給申請」のものが一覧表示されます。状態が「保留」の案件を表示するには、検索欄の状態で「保留」を選択し、「検索表示」をクリックする必要があります（上図）。

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（４）不備の修正（状態が「保留」の時）

・「保留」状態の画面を開くと、「審査担当者からのメッセージ」欄にメッセージが表示されます。
※特にメッセージがない場合、空欄になります。
・「修正」ボタンをクリックし、不備の修正を行います。

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（４）不備の修正（状態が「保留」の時）

・「修正」をクリックすると、新規発給申請と同じ発給申請入力画面が表示されます。
・不備を修正したら「発給申請」ボタンをクリックし、申請が完了します。

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

（５）審査の完了（承認）

・審査が完了すると、状態が「承認」になります。
・状態が「承認」となった時、申請時の「審査完了通知メールの受信希望」にチェックを入れていると、メールで通知されます。
・状態が「承認」の案件を表示するには、発給申請状況一覧画面の検索欄の状態で「承認」を選択し、「検索表示」をクリックする必要があります（下図）。

・審査が完了した申請書の印刷方法は、本マニュアルの「４．証明書印刷」をご確認ください。

1．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

【参考】発給申請状況一覧画面（状態管理）

画面の下部に表示される一覧は、申請一覧です。状態欄で審査の進捗状況を表しています。
※申請が１件もない場合、空欄になります。

【状態について】

保　存　…作成中の発給申請データを保存した状態
保　留　…申請内容に不備があり、申請を差し戻した状態
発給申請…システム上で申請者が申請を完了した状態
手続中　…商工会議所が審査に着手した状態
承　認　…商工会議所の審査が完了し、手数料の支払いが可能な状態
交付済　…印刷可能な状態
承認取消…承認後に承認が取り消された状態（料金未払い等）
交付取消…交付後に交付が取り消された状態（不正発覚による無効化等）

証明種別	受付番号	申請日	インボイス番号	状態	申請者名	担当者名	修正	複写	取消	印刷
原産地証明書（日本産）	000000031	2020/08/04 17:08	NEI-0158	発給申請	日商　太郎	日商　太郎	修正	複写	削除	印刷
原産地証明書（日本産）	000000021	2020/08/04 17:08	NEI-0158	発給申請	日商　太郎	日商　太郎	修正	複写	削除	印刷
原産地証明書（日本産）	000000011	2020/08/04 17:08	NEI-0158	発給申請	日商　太郎	日商　太郎	修正	複写	削除	印刷

１．発給申請

申請者
ユーザーＩＤ

【参考】発給申請状況一覧画面（状態管理）

（参考）発給審査画面に表示される主な「状態」

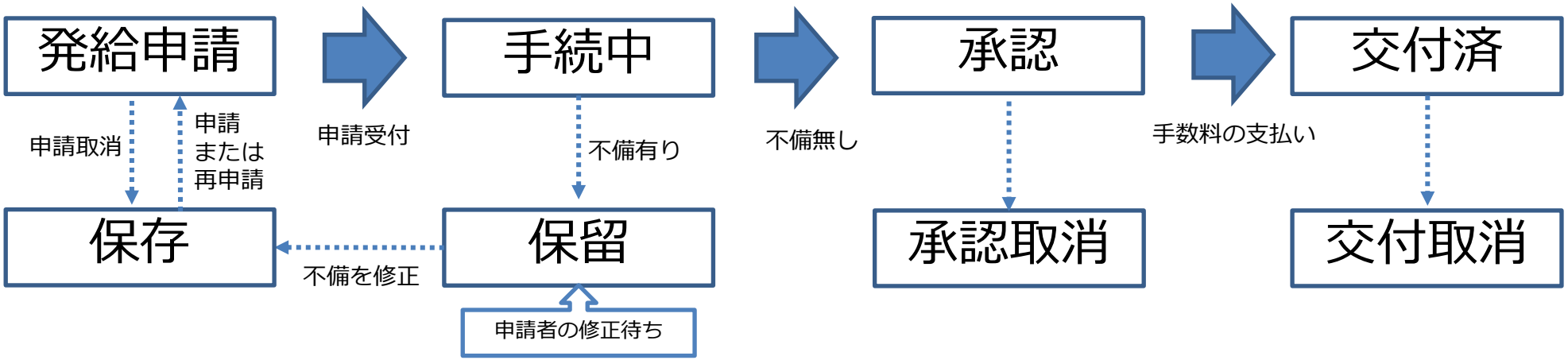

2. 発給申請
原産地証明（外国産）

2.原産地証明書（日本産）との違い

申請者
ユーザーID

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

（1）原産地証明書（外国産）発給申請の開始

原産地証明書（外国産）は、原産地証明書（日本産）に準拠した作りになっているため、相違点に絞って説明いたします。

・原産地証明書（外国産）の申請は、メインメニューの「発給申請」から行います。

2.原産地証明書（日本産）との違い

申請者
ユーザーID

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

（１）原産地証明書（外国産）発給申請の開始

・メインメニューの発給申請を選択すると、「発給申請状況一覧」画面が表示されます。
・「新規発給申請する」から「原産地証明書（外国産）」を選択します。

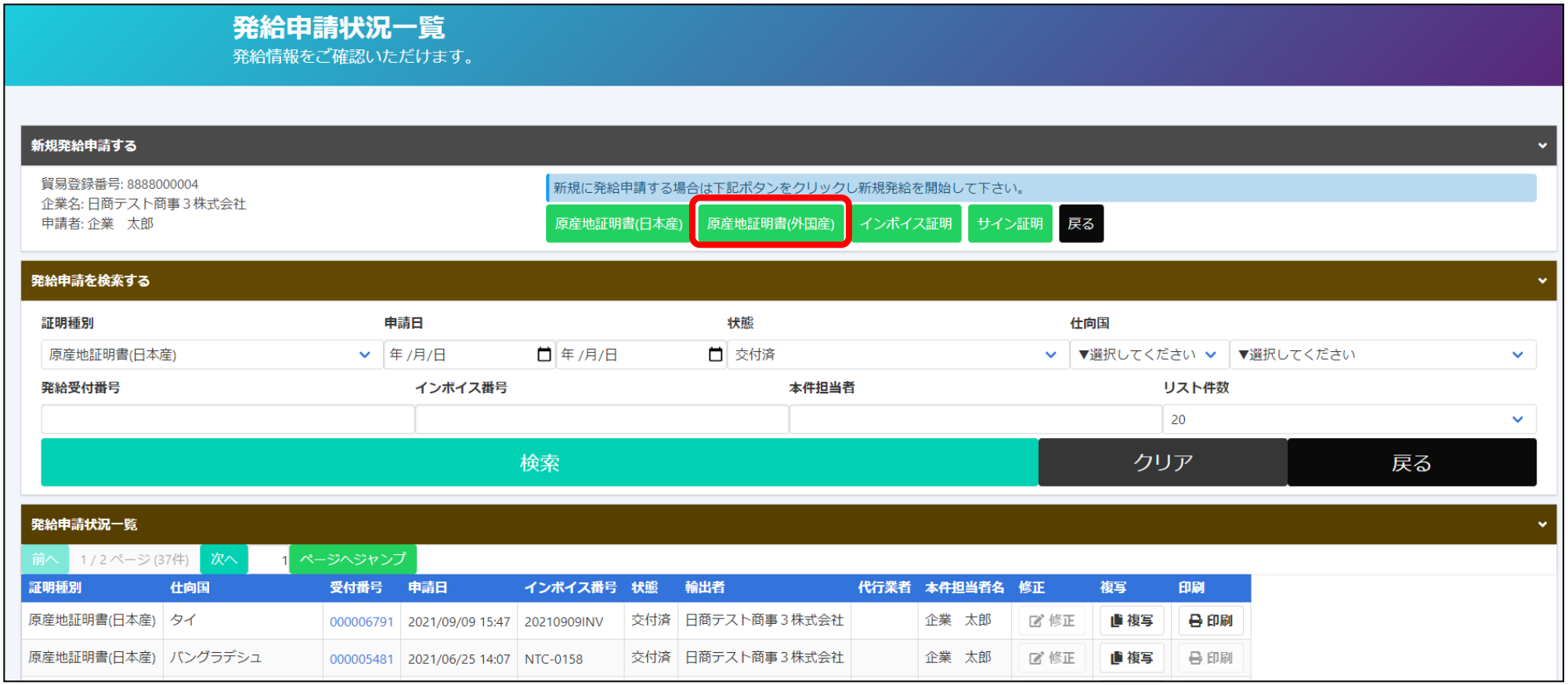

※一覧画面で原産地証明書（日本産）と原産地証明書（外国産）は、別の証明種別として取り扱います。
原産地証明書（日本産）を複写して原産地証明書（外国産）の申請を開始することはできません。

2.原産地証明書（日本産）との違い

申請者
ユーザーID

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

（2）原産国の選択

・典拠インボイスおよび原産地証明書の商品情報として、原産国の選択が必要です（必須）。
・選択した国名は、原産地証明書の4欄（Country of Origin）および7欄（Description of goods）に印字されます。

プルダウンから原産国を選択

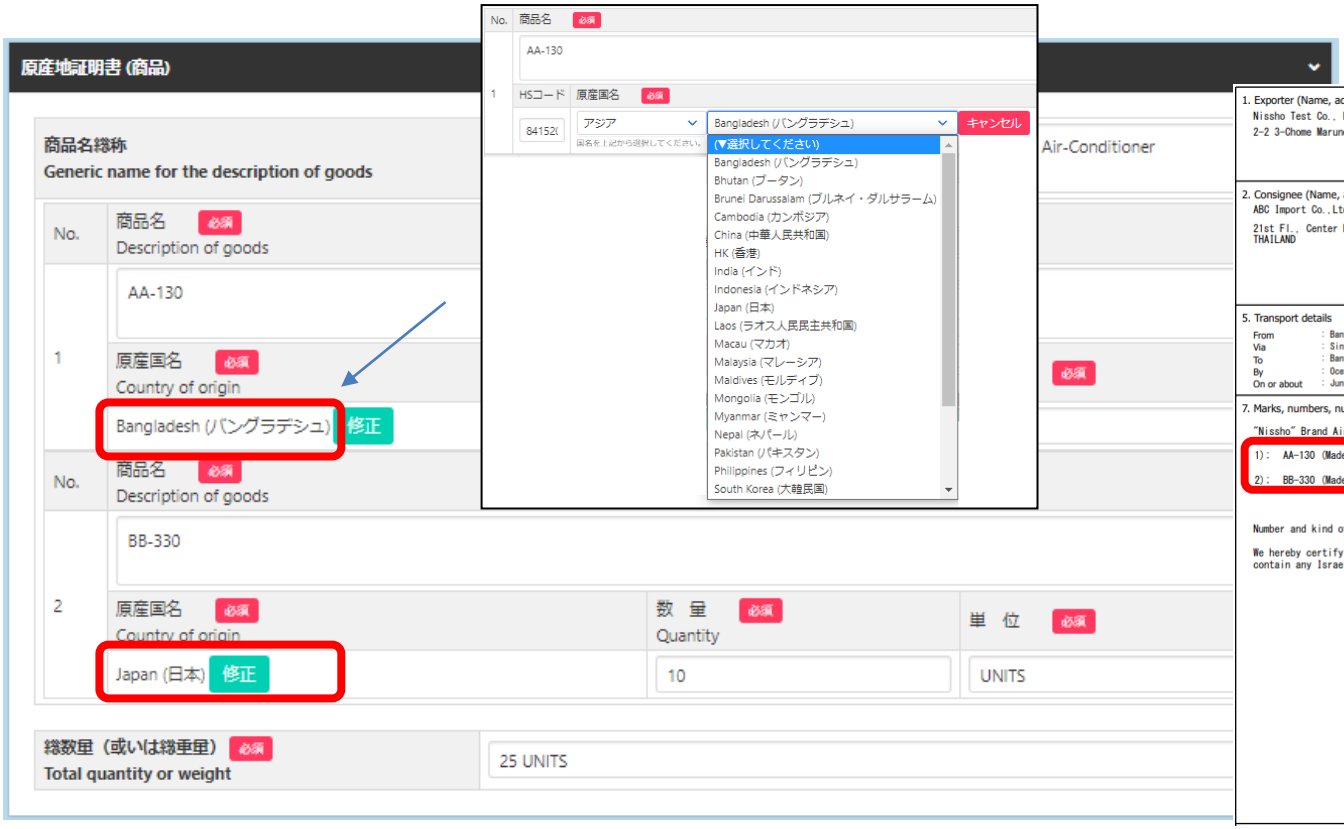

4欄（Country of Origin）および
7欄（Description of goods）に印字

2.原産地証明書（日本産）との違い

申請者
ユーザーID

（3）必要書類の選択

・原産地証明書（外国産）では、貿易形態に応じた典拠書類の提出が必要です。

○貿易形態に応じた典拠書類

再輸出	積戻し	仲介貿易
○選択書類（以下より１点） A. 海外公的機関(商工会議所等)発行の原産地証明書 B. 原産国表記のある輸入許可通知書 I/D C. 原産国表記のある輸入時のインボイス D. 輸入元販売証明書 E. 国内入手経路説明書(原本) F. 商品の写真 G. 商品のカタログ H. その他	○選択書類（以下より１点） A. 海外公的機関(商工会議所等)発行の原産地証明書 B. 原産国表記のある積戻し許可通知書 C. 原産国表記のある蔵入承認申請書 D. 原産国表記のある蔵入れ時のインボイス H. その他	○必須書類（以下２点） ・仲介貿易による外国産商品の原産地証明書発給申請に関わる誓約書 ・海外公的機関（商工会議所等）発行の原産地証明書 ○選択書類（以下より１点） C. (船積地発行の)船荷証券 B/L Non negotiable(Copy不可) D. (船積地発行の)航空貨物運送状 AWB E. (船主発行の)海上貨物運送状 SWB F. 国際道路物品運送書類(CMR NOTE) G. 国際鉄道物品運送書類(CIM NOTE)

3．クレジットカード決済

3．クレジットカード決済

申請者
ユーザーＩＤ

（１）クレジットカード決済

・審査が完了すると手数料支払い待ちの状態となります。発給申請時に選択した決済方法により、手数料を支払います。手数料の支払い後、証明書の印刷が可能になります。

・メニューの「クレジット決済」を選択します。

3．クレジットカード決済

申請者
ユーザーＩＤ

・手数料の支払い待ちの案件（審査が完了し、状態が「承認」のもの）が一覧表示されます。
・クレジットカード決済を行う証明書にチェックを入れ、「決済に進む」ボタンをクリックします。
・クレジット決済完了後、返金には応じられません。

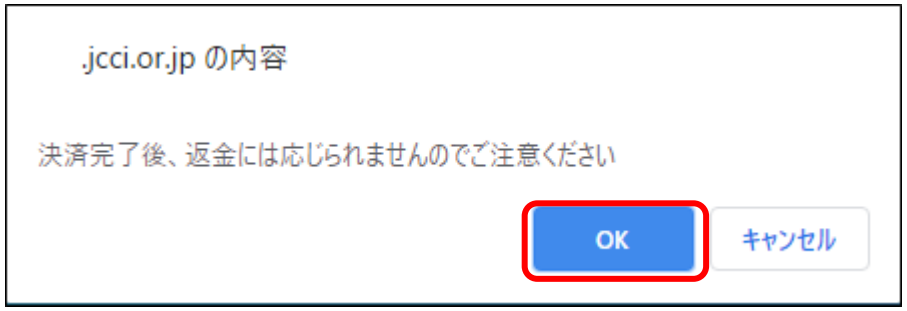

3．クレジットカード決済

申請者
ユーザーＩＤ

・前画面で選んだ証明書の手数料の合計額が表示されます。
・「クレジット」を選択して「進む」ボタンをクリックします。
※下図の例では、1,100円の証明書２件を選択し、合計2,200円分のクレジット決済を行っています。

3．クレジットカード決済

申請者
ユーザーＩＤ

・お支払い方法、カード番号、カード有効期間、セキュリティコードを入力して、「確認する」ボタンをクリックします。

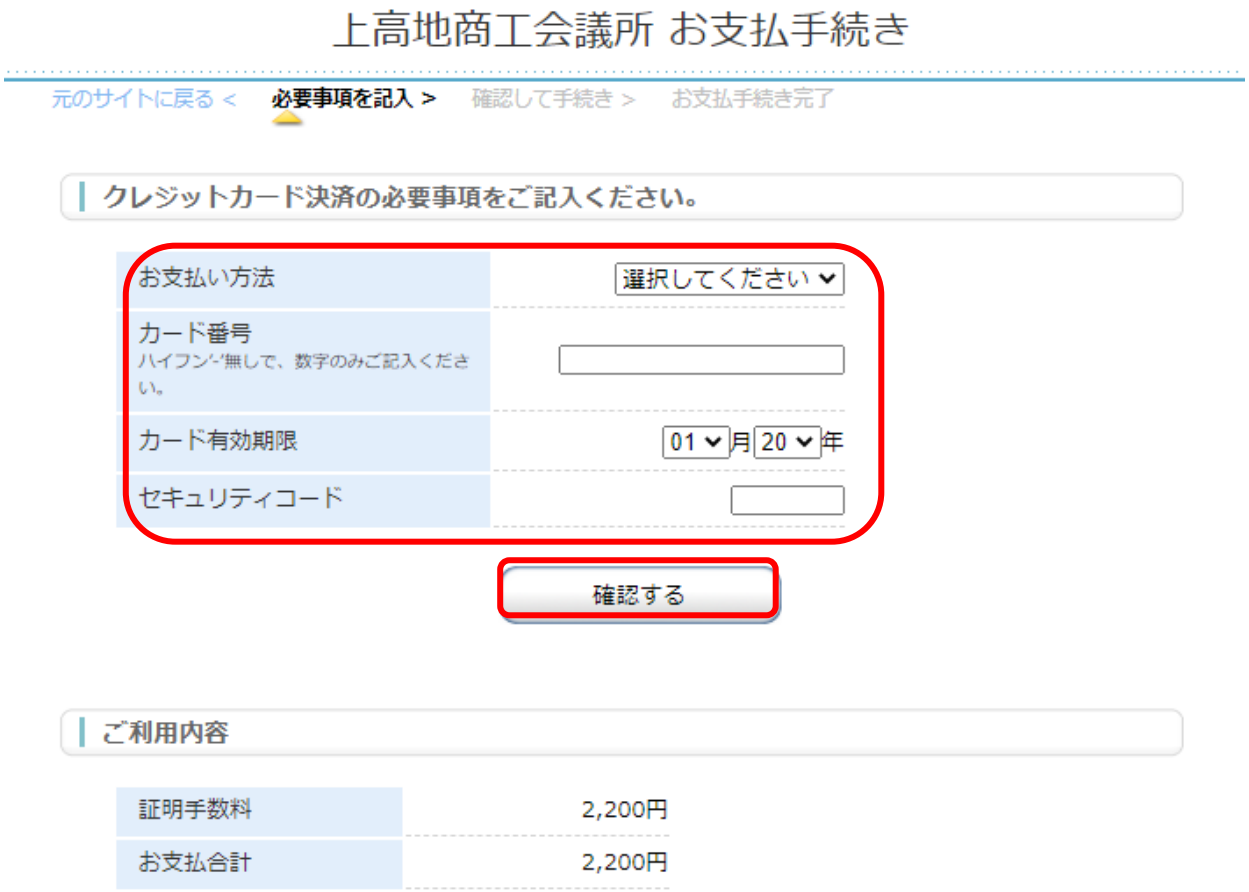

3．クレジットカード決済

申請者
ユーザーＩＤ

・金額を確認し、「決済する」ボタンを押します。
・決済完了後は必ず「進む」ボタンをクリックしてください。クリックしないと、商工会議所側で決済完了の確認が取れないため、確認が完了するまでの間、証明書の印刷ができません。

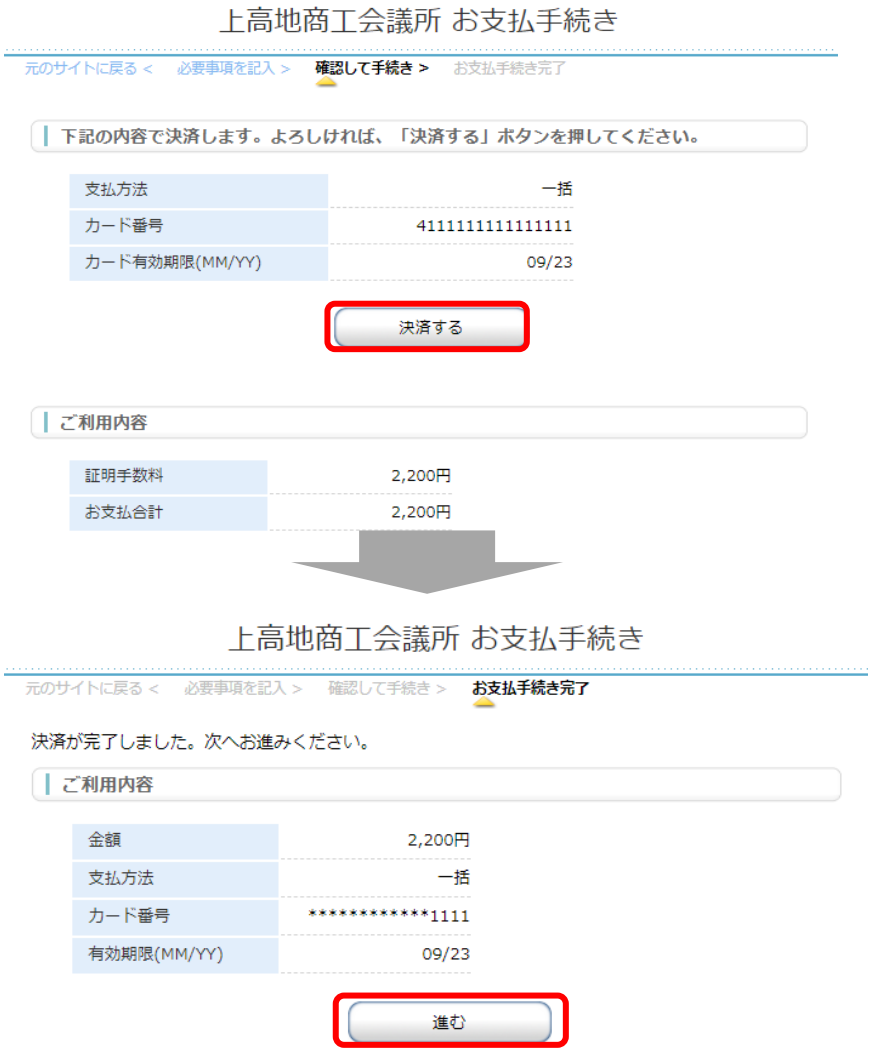

3．クレジットカード決済

申請者
ユーザーＩＤ

・「進む」をクリックすると、証明書印刷画面（発給申請状況一覧画面で交付済案件を表示）に戻り、証明書の印刷が可能になります（状態は交付済となります）。

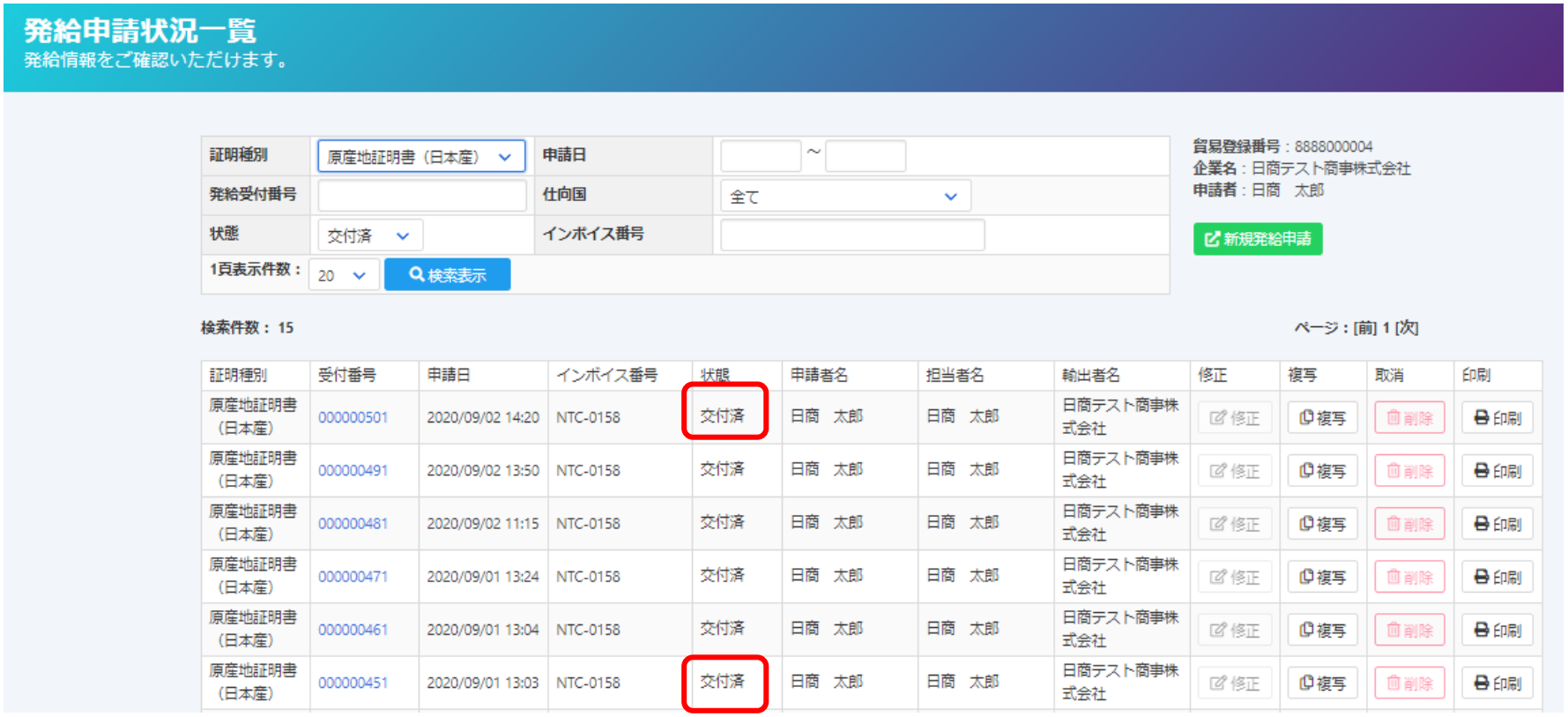

【注意事項】
・決済の途中で画面を閉じてしまった場合やエラーが発生した場合は、決済を行った対象案件の状態をご確認ください。状態が「承認」から「交付済」に変更されていれば、正常に決済が完了しています。
・クレジットカードはオンライン発給のみの対応となります。窓口での発給においては対応していません。

3．クレジットカード決済

申請者
ユーザーＩＤ

（２）クレジット利用明細の出力

・クレジット決済完了後は、クレジット利用明細の出力が可能になります。
・メニューの「クレジット利用明細」を選択します。

3．クレジットカード決済

申請者
ユーザーＩＤ

（２）クレジット利用明細の出力

・決済を行った年月を選択し、表示をクリックします。
・証明書毎に明細が一覧表示されますので、印刷をクリックして利用明細を表示します。

クレジットカード利用明細

年月 2021年02月 表　示

戻る

証明種別	受付番号	申請日	承認日	決済日	印刷
原産地証明書	000000671	2020年09月11日	2020年09月11日	2021年02月02日	印刷
原産地証明書	000000791	2021年02月03日	2021年02月05日	2021年02月05日	印刷

クレジットカード決済 利用明細(控)

日本商工会議所
発行日: 2021年02月05日
発行番号: 202102028888671

貿易登録番号	8888000004
企業名	日商テスト商事株式会社
証明書発給商工会議所	上高地商工会議所

内容	原産地証明書（日本産）
証明書番号	888811200000811
決済日	2021年02月02日
決済金額	1,100 円
支払区分	一括

3．クレジットカード決済

申請者
ユーザーＩＤ

（２）クレジット利用明細の出力

・以下、クレジット利用明細のサンプルです。

クレジットカード決済 利用明細(控)

日本商工会議所
発行日: 2021年02月05日
発行番号: 202102028888671

貿易登録番号	8888000004
企業名	日商テスト商事株式会社
証明書発給商工会議所	上高地商工会議所

内容	原産地証明書（日本産）
証明書番号	888811200000811
決済日	2021年02月02日
決済金額	1,100 円
支払区分	一括

４．証明書印刷

４．証明書印刷

申請者
ユーザーＩＤ

手数料支払後、状態が「交付済」となり証明書の印刷が可能になります。
印刷を行うには、メニューの「証明書印刷」を選択します。

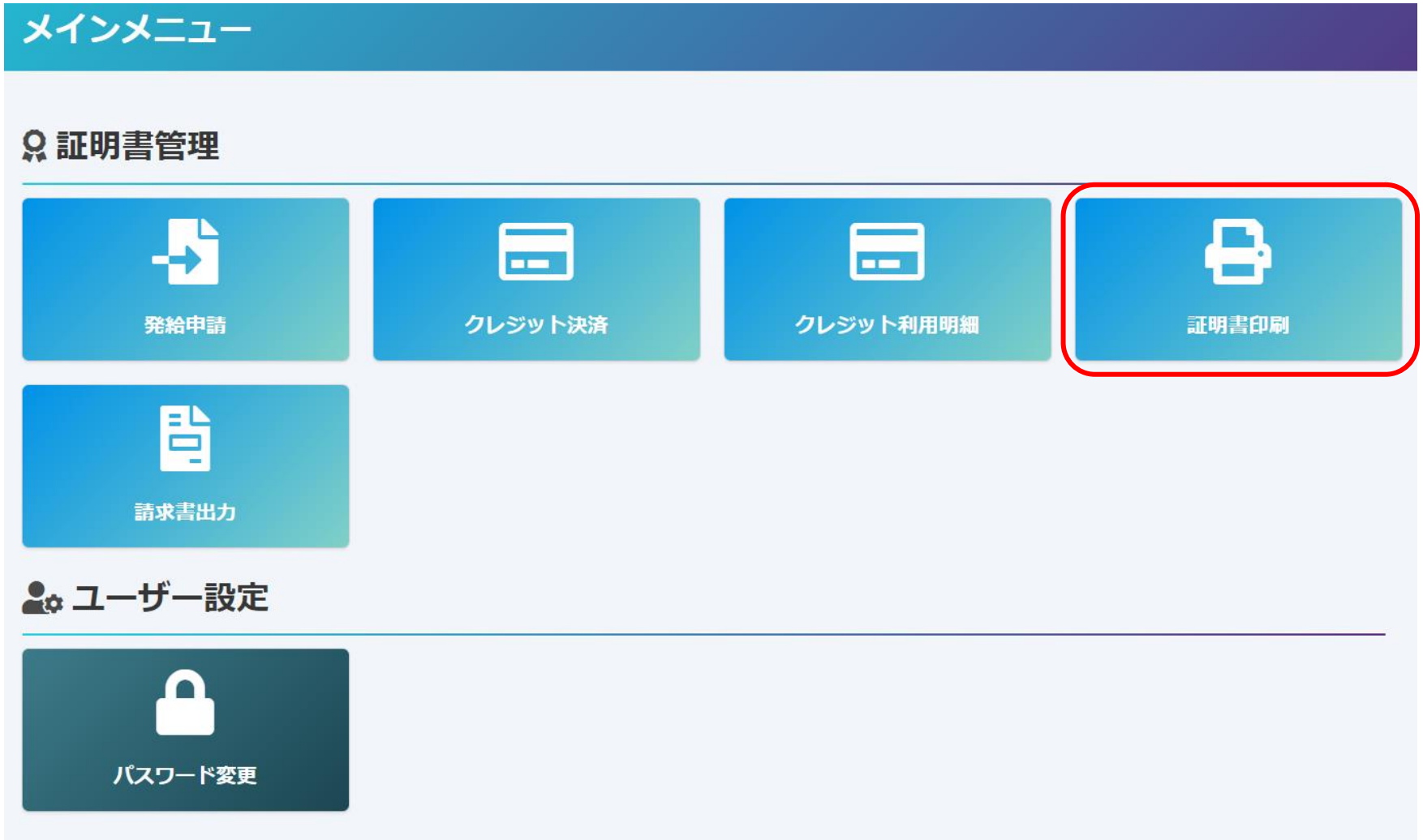

４．証明書印刷

申請者
ユーザーＩＤ

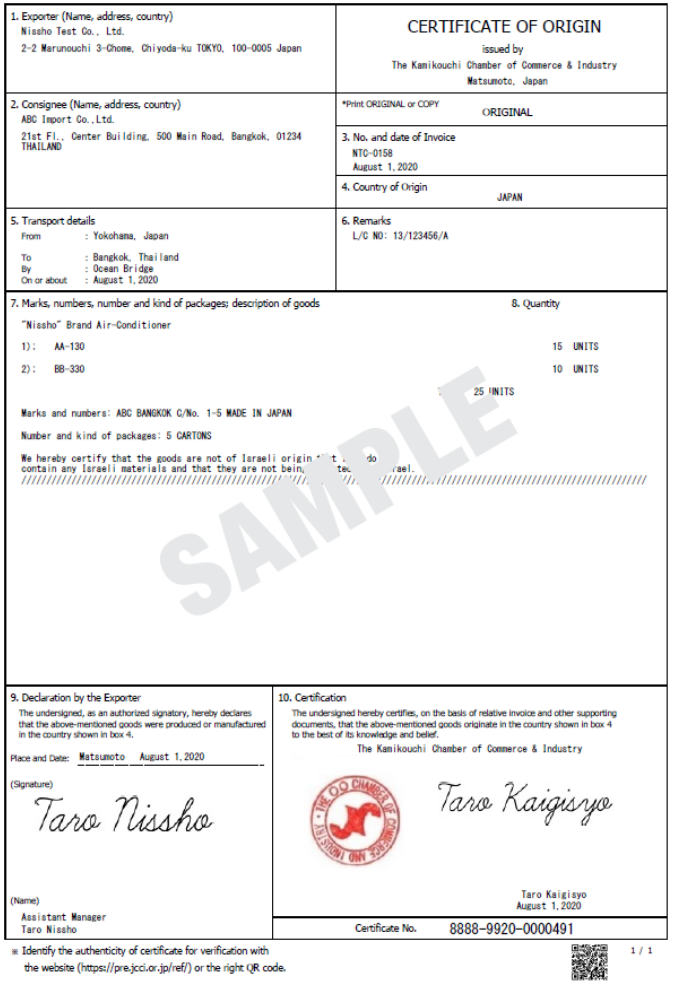

・メインメニューの「証明書印刷」をクリックすると、発給申請状況一覧画面が表示されますので、印刷したい証明書（受付番号）の「印刷」ボタンをクリックします。
・別ウィンドウで証明書が表示されますので、自社のプリンタでＡ４サイズの白紙に等倍でカラー印刷します。
・証明書は手数料支払（＝状態が「交付済」となった日）から14日以内に印刷してください。14日を過ぎると印刷できません。

【（重要）証明書データ取り扱い時の注意事項】
・印刷ボタンを押して出力される証明書データは加工しないでください。証明書データには加工制限をかけていますが、意図的に制限を解除して加工したデータを証明書として利用した場合証明書の偽造として罰則規程を適用する他、私文書偽造や詐欺罪、業務妨害罪に該当する場合もあります。
・また、輸入者等による偽造防止のため、証明書データ（電子媒体）の送付等はしないでください。

４．証明書印刷

申請者
ユーザーＩＤ

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

原産地証明書のイメージ（複数ページにわたる場合の例）

１ページ目

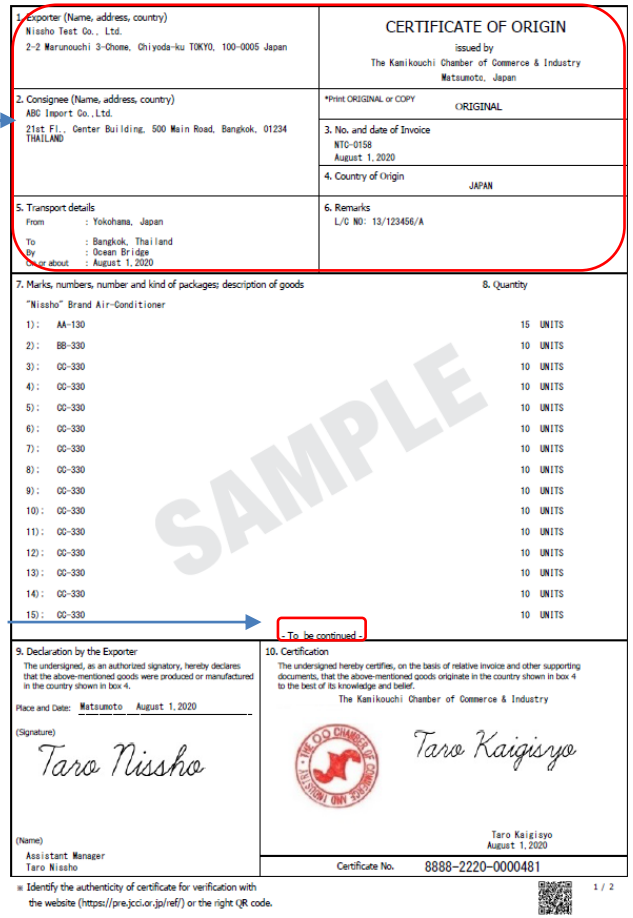

1. Exporter (Name, address, country)
Nissho Test Co., Ltd.
2-2 Marunouchi 3-Chome, Chiyoda-ku TOKYO, 100-0005 Japan

CERTIFICATE OF ORIGIN
issued by
The Kamikouchi Chamber of Commerce & Industry
Matsumoto, Japan

2. Consignee (Name, address, country)
ABC Import Co.,Ltd.
21st Fl., Center Building, 500 Main Road, Bangkok, 01234
THAILAND

*Print ORIGINAL or COPY
ORIGINAL

3. No. and date of Invoice
NTC-0158
August 1, 2020

4. Country of Origin
JAPAN

5. Transport details
From : Yokohama, Japan
To : Bangkok, Thailand
By : Ocean Bridge
On or about : August 1, 2020

6. Remarks
L/C NO: 13/123456/A

7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods
"Nissho" Brand Air-Conditioner

		8. Quantity
1):	AA-130	15 UNITS
2):	BB-330	10 UNITS
3):	CC-330	10 UNITS
4):	CC-330	10 UNITS
5):	CC-330	10 UNITS
6):	CC-330	10 UNITS
7):	CC-330	10 UNITS
8):	CC-330	10 UNITS
9):	CC-330	10 UNITS
10):	CC-330	10 UNITS
11):	CC-330	10 UNITS
12):	CC-330	10 UNITS
13):	CC-330	10 UNITS
14):	CC-330	10 UNITS
15):	CC-330	10 UNITS

- To be continued -

SAMPLE

9. Declaration by the Exporter
The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4.
Place and Date: Matsumoto August 1, 2020
(Signature)
Taro Nissho
(Name)
Assistant Manager
Taro Nissho

10. Certification
The undersigned hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originate in the country shown in box 4 to the best of its knowledge and belief.
The Kamikouchi Chamber of Commerce & Industry
Taro Kaigisyo
Taro Kaigisyo
August 1, 2020

Certificate No. 8888-2220-0000481

※ Identify the authenticity of certificate for verification with the website (https://pre.jcci.or.jp/ref/) or the right QR code.

1 / 2

２ページ目

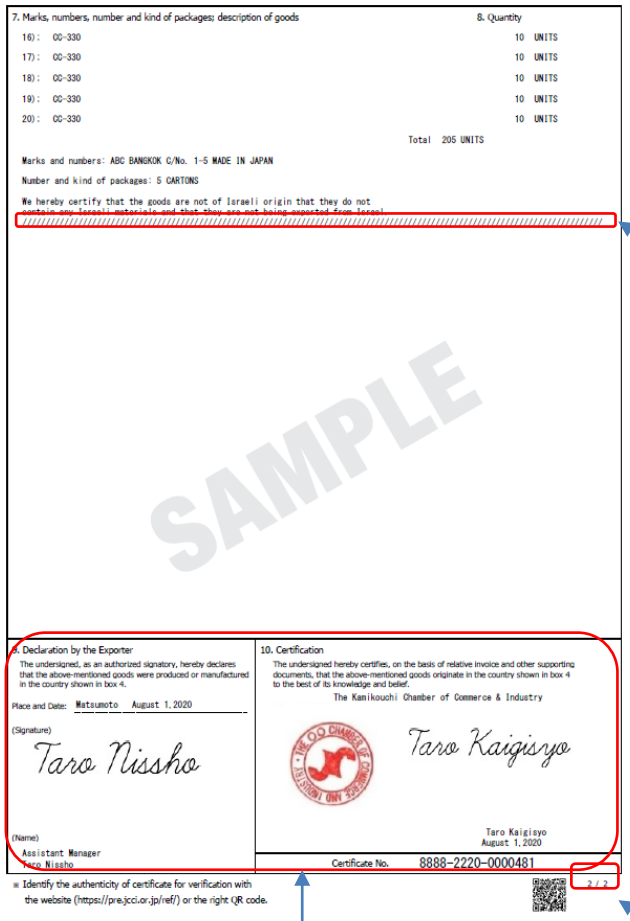

7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods

		8. Quantity
16):	CC-330	10 UNITS
17):	CC-330	10 UNITS
18):	CC-330	10 UNITS
19):	CC-330	10 UNITS
20):	CC-330	10 UNITS
	Total	205 UNITS

Marks and numbers: ABC BANGKOK C/No. 1-5 MADE IN JAPAN
Number and kind of packages: 5 CARTONS
We hereby certify that the goods are not of Israeli origin that they do not contain any Israeli materials and that they are not being exported from Israel.
//

SAMPLE

9. Declaration by the Exporter
The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4.
Place and Date: Matsumoto August 1, 2020
(Signature)
Taro Nissho
(Name)
Assistant Manager
Taro Nissho

10. Certification
The undersigned hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originate in the country shown in box 4 to the best of its knowledge and belief.
The Kamikouchi Chamber of Commerce & Industry
Taro Kaigisyo
Taro Kaigisyo
August 1, 2020

Certificate No. 8888-2220-0000481

※ Identify the authenticity of certificate for verification with the website (https://pre.jcci.or.jp/ref/) or the right QR code.

2 / 2

１～６欄は１ページ目のみ印字

複数ページにわたる場合、最終ページ以外のページに To be continued - と印字

最終ページには、記載事項が終了したことを表すため「//」のマークを印字します。

９欄、10欄は全ページに印字されます。

ページ番号が印字されます。

※書面発給で使用される契印（割印）はありません。代わりに、全ページに認証印が印字されます。

5. リファレンスシステム

5．リファレンスシステム

輸入国の税関や輸入者は、受け取った証明書の真正性を確認することができます。

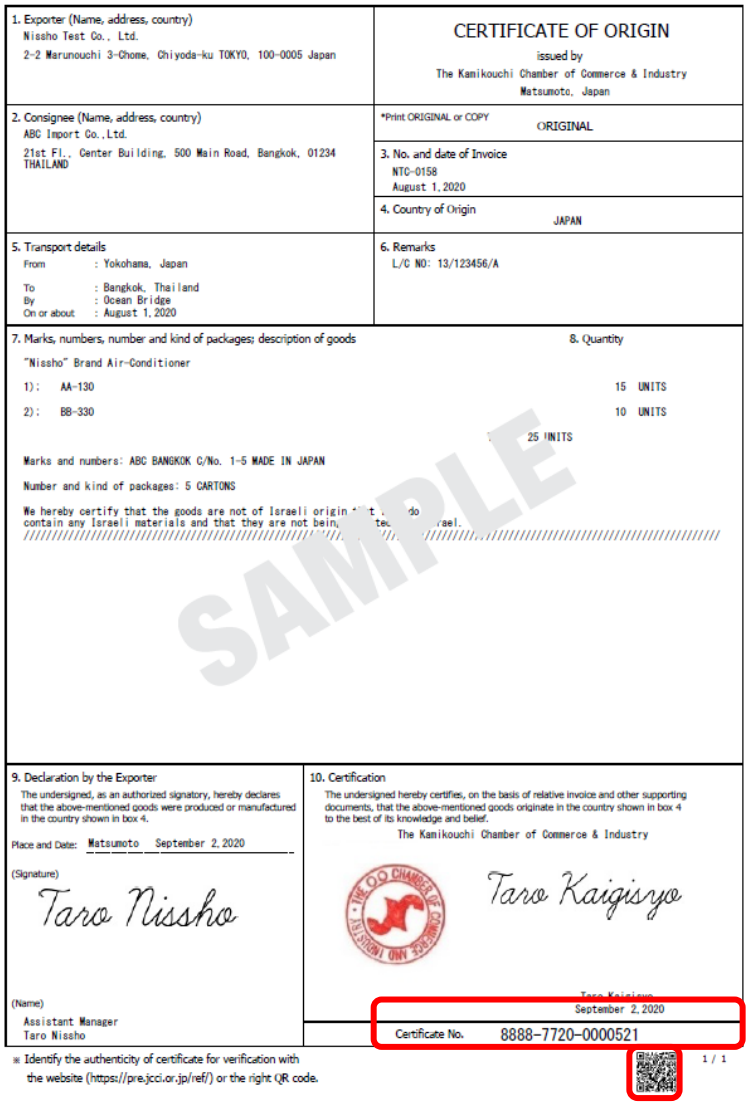

1. Exporter (Name, address, country)
Nissho Test Co., Ltd.
2-2 Marunouchi 3-Chome, Chiyoda-ku TOKYO, 100-0005 Japan

CERTIFICATE OF ORIGIN
issued by
The Kamikouchi Chamber of Commerce & Industry
Matsumoto, Japan

2. Consignee (Name, address, country)
ABC Import Co.,Ltd.
21st Fl., Center Building, 500 Main Road, Bangkok, 01234 THAILAND

*Print ORIGINAL or COPY
ORIGINAL

3. No. and date of Invoice
NTC-0158
August 1, 2020

4. Country of Origin
JAPAN

5. Transport details
From : Yokohama, Japan
To : Bangkok, Thailand
By : Ocean Bridge
On or about : August 1, 2020

6. Remarks
L/C NO: 13/123456/A

7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods
8. Quantity
"Nissho" Brand Air-Conditioner
1): AA-130 15 UNITS
2): BB-330 10 UNITS
25 UNITS
Marks and numbers: ABC BANGKOK C/No. 1-5 MADE IN JAPAN
Number and kind of packages: 5 CARTONS
We hereby certify that the goods are not of Israeli origin
contain any Israeli materials and that they are not bein
SAMPLE

9. Declaration by the Exporter
The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4.
Place and Date: Matsumoto September 2, 2020
(Signature)
Taro Nissho
(Name)
Assistant Manager
Taro Nissho

10. Certification
The undersigned hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originate in the country shown in box 4 to the best of its knowledge and belief.
The Kamikouchi Chamber of Commerce & Industry
Taro Kaigisyo
Taro Kaigisyo
September 2, 2020
Certificate No. 8888-7720-0000521

※ Identify the authenticity of certificate for verification with the website (https://pre.jcci.or.jp/ref/) or the right QR code.
1 / 1

①証明番号、証明書発行日の入力
or
②QRコード読み取り

Certification: 888877200000521

The Kamikouchi Chamber of Commerce & Industry

Date:

02/09/2020

Exporter(Company name):

Nissho Test Co., Ltd.

Please contact us for more information.

Contact information
trade@jcci.or.jp